第七項（平成二十五年改正法附則第六十一条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百六十条の二第六項において準用する場合を含む。）の規定による公告は、存続連合会の事務所の掲示板に掲示するとともに、存続連合会のウェブサイトへの掲載により行うものとする。	（略）	（略）	第七十二条の二第二項
4　前項の公告を行う場合においては、第一項第二号に規定する老齢年金給付及び一時金たる給付の額並びに第二項第二号に規定する基金脱退一時金相当額又は脱退一時金相当額を公告することを要しない。	（略）	（略）	（略）
		第七十一条第三項	準用する。
		第七十一条第三項及び第四項	準用する。この場合において、「第一項第二号に規定する老齢年金給付及び一時金たる給付の額及び第二項第二号に規定する基金脱退一時金相当額又は脱退

十五年改正法附則第六十一条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法	（略）	（略）	第七十二条の二第二項
	（略）	（略）	法第百六十条第七項
	（新設）	（新設）	
	（新設）	（新設）	平成二十五年改正法附則第四十二条第六項及び平成二十五年改正法附則第六十一条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百六十一条第八項において準用する改正前厚生年金保険法第百六十条第七項